

牧之原市御前崎市広域施設組合建設工事等入札実施基準

平成 20 年 12 月 26 日

告示第 4 号

(目的)

第 1 条 この基準は、建設工事等の入札に関する事務と入札に参加することができる資格を有する業者(随意契約において見積書を徴しようとする業者を含む。)の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 等級格付け基準及び指名業者数は、牧之原市の建設工事等競争入札参加の格付及び指名業者数基準(平成 18 年牧之原市訓令第 19 号)を準用する。

(指名参加願い)

第 3 条 指名参加願いの受付については、牧之原市御前崎市広域施設組合及び牧之原市、御前崎市に提出された場合は、受理されたものとする。

附 則 (平成 20 年 12 月 26 日牧之原市御前崎市広域施設組合告示第 4 号)

(施行期日)

1 この基準は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日の前日までに、合併前の相良町建設工事競争入札事務実施要領(平成 13 年相良町要領)又は牧之原市建設工事競争入札参加者の格付及び指名業者数基準(平成 18 年牧之原市訓令)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの基準の相当規定によりなされたものとみなす。